



AutoGrand Corporation

5F Imonkawaramachi Bldg., 4-5-9, Kawaramachi, Chuo-ku, Osaka, 541-0048

Tel : (06) 6203-2840 Fax : (06) 6203-2841

平成 27 年 3 月 2 日

お客様各位

チリ向け B/L 記載必須事項に関するご案内(2)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 11 月 12 日にご案内させて頂いた、チリ税関からの B/L 記載必須項目追加の件に関しまして、この度改めて追加項目の要請がございましたので、下記の通りご案内致します。
記載に不備がある場合は貨物引渡しの遅延、もしくはペナルティを課される可能性もございますので、お客様におかれましては、Shipping Instruction を差し入れて頂く際記載漏れなきよう、ご協力何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、適用開始本船は 2015 年 3 月船の” HOEGH SYDNEY V. 51” からとなりますので、ご留意下さいます様よろしくお願い致します。

敬具

記

※B/L 上、各欄の記載で追加事項です。(No. 6, 7 が新たな追加項目です。)

1. Shipper/ Consignee/ Notify Party のフルネーム
2. Shipper/ Consignee/ Notify Party のフルアドレス
3. Shipper/ Consignee/ Notify Party の電話番号、E-MAIL アドレス
4. FREIGHT PREPAID or COLLECT の記載
5. RUT NUMBER (TAX ID) の記載 (Consignee 及び Notify Party の所在地がチリの場合)
6. Marks & Numbers の記載
7. Description of goods 欄に、” Cargo in transit to(最終仕向地)” の記載
(Transit 貨物のみ対象)

以上